



【『エイジレス80携帯ショートメッセージ送信サービス』 申込書 】

お申込み先：株式会社野村総合研究所
社会情報システム事業部
〒135-0042
東京都江東区木場1-5-25 タワーS棟

お申込種別 (必ずご記入ください)	☐ 新規	☐ 解約 ※1
お申込日 (必ずご記入ください)	令和	年 月 日
ご利用開始日	下記参照 ※2	

1. 月額費用(税抜)

月額利用料	基本使用料	4,500円/月額
	ショートメッセージ送信料	10円/1通 ※3
基本契約期間	ご利用開始日の翌月より1年間となります。2年目以降は、1年毎の自動更新契約となります。	
お支払方法	当月の利用料金を月末締め、翌々月6日に口座振替によりお支払い頂きます。	

2. 初期設定費用(税抜)

初期設定費用	10,000円(訪問研修なし) ※4
お支払方法	ご利用開始日の翌月に別途請求書を発行させていただきますので、発行の翌月末までにお振り込みをお願い致します。

※1 解約の場合は、お申込日の翌々月より反映されます。
※2 ご利用開始日はお申込受付日から約1～3週間以内と致します。
※3 1通は66文字となります。66文字を超えた場合は2通～として課金されます。
※4 マニュアル等をご確認いただき、センター様ご自身でご利用開始いただきます。

注1 本契約はエイジレス80のサービス利用契約と同一条件が適用されます。当申込書の記載と利用規約が異なる場合は、当申込書が優先して適用されます。
注2 消費税・地方消費税相当額は、課金時に有効な税率により別途、お支払いいただきます。
注3 月額基本使用料はご利用開始日の翌月より請求が開始されます。

上記内容で申し込みます。

お申し込み日	令和	年	月	日
貴センター名				
ご担当者名				
ご住所	〒			
お電話番号	()			

特記事項(NRI記入欄)

サービス利用規約

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 株式会社野村総合研究所（以下「当社」といいます。）は、このサービス利用規約（以下単に「利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを提供します。

2. 利用規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が利用規約に優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 本サービス 利用規約に基づき当社が契約者に提供する「エイジレス80 携帯ショートメッセージ送信サービス」をいう

(2) 契約者 利用規約に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者

(3) 利用契約 利用規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

(4) 利用契約等 利用契約及び利用規約

(5) 契約者設備 本サービスの提供を受けるため契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(6) 本サービス用設備 本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

(7) 本サービス用設備等 本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線、及び本サービスを提供するために当社が他のサービス事業者より提供を受ける通信・インターネット等の各種サービス

(8) 消費税等 消費税法及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額その他契約者が支払に際して負担すべき公租公課

(9) ユーザID 契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(10) パスワード ユーザIDと組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載

の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

(利用規約の変更)

第4条 当社は、利用規約を随時変更することができるものとします。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新利用規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、当社が定めた方法によりその内容を契約者に通知するものとします。通知された新たな内容の利用規約は、当該通知の時から適用されることとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第5条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(合意管轄)

第6条 契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第7条 利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第8条 利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約の締結等

(利用契約の締結等)

第9条 当社が、本サービスの利用申込者又は契約者から本サービスの利用申込書又は変更申込書を受領した日から10営業日以内に、本サービスの利用申込者又は契約者に対して不承諾の通知を行わない場合、当社が利用申込書又は変更申込書を受領した日に遡って、本サービスの利用申込者又は契約者と当社との間で契約が成立するまたは契約が変更されるものとします。なお、本サービスの利用申込者及び契約者は利用規約の内容を承諾の上、かかる申込を行うものとし、本サービスの利用申込者及び契約者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者及び契約者が利用規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当社は、前項その他利用規約の規定にかかわらず、本サービスの利用申込者及び契約者が次の各号の

いずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことができます。

- (1) 本サービスに関する金銭債務の不履行、その他利用契約等に違反したことを理由として利用契約を解除されたことがあるとき
- (2) 利用申込書又は利用変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあったとき
- (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがあるとき
- (4) その他当社が不適当と判断したとき

(変更通知)

第10条 契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(一時的な中断及び提供停止)

第11条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障、及び障害により保守や障害復旧を行う場合
- (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3) その他天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等のシステムメンテナンス、本サービスの向上などを行うため、契約者に可能な限り事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第13条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。また、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、本サービスの休止期間分の利用料金の返却は行わないものとします。

(利用期間、および契約者からの利用契約の解約)

第12条 本サービスの最低利用期間は、契約者に本サービスの提供を開始した日が属する月の翌月から起算して1年間とします。なお、本サービスの提供を開始した日が属する月の利用料金の日割り計算は行わないものとします。

2. 契約者は、前項に定める最低利用期間内に利用契約の解約を行う場合は、解約日までに、残余期間の利用料に相当する額を一括して支払うものとします。ただし、第14条1項に基づく解約の場合は、本項

は適用しないものとします。

3. 最低利用期間経過後の本サービスの利用契約は、本項に定める利用契約の解約がなされない限り、有効に存続しているものとします。契約者は、本条第1項に定める最低利用期間経過後に利用契約の解約を行う場合は、解約希望日の2か月以上前に当社に利用契約を解約する旨を書面にて通知することにより解約することができるものとします。ただし、解約による契約終了日は月末日とするものとし、月途中の日を契約終了日とすることはできないものとします。

(当社からの利用契約の解約)

第13条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
- (8) 解散、減資、事業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- (10) その他、契約者による本サービスの利用が不適切であると、当社が判断した場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第14条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

- (1) 廃止日の45日前までに契約者に通知した場合
- (2) 本サービス用設備等の提供を当社が受けることができない場合
- (3) 天災地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

(契約終了後の処理)

第15条 契約者は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けた機

器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに当社に返還し、契約者設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、契約者の責任で消去するものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

第3章 サービス

（本サービスの種類と内容）

第16条 当社が一般的に提供する本サービスの種類及びその内容ならびに契約者が具体的に利用できる本サービスの種類は、利用契約にて定めるものとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

（1） 第35条（免責）第1項各号に掲げる場合を含め、本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること

（2） 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

3. 本サービスの内容は利用契約で定めるものとし、次の事項については、利用契約において、明示的に追加されている場合を除き、契約者へ提供されないものとします。

（1） ソフトウェア及びハードウェアに関する問い合わせ並びに障害対応等

（2） 磁気テープ媒体、フロッピーディスク媒体、インクリボン、用紙等の消耗品の供給

（3） 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問合せ

4. 契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。

（本サービスの提供区域）

第17条 本サービスの提供区域は、利用契約等で特に定める場合を除き、日本国内に限定されるものとします。

（導入支援及びサポート）

第18条 当社は、導入支援サービス及びサポートサービスを利用契約に基づき契約者に対して提供するものとします。

（再委託）

第19条 当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先（以下「再委託先」といいます。）に対し、第32条（秘密情報の取り扱い）及び第33条（個人情報の取り扱い）のほか当該再委託

業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします

第4章 利用料金

(本サービスの利用料金、算定方法等)

第20条 本サービスの利用料金、算定方法等は、利用契約に定めるとおりとします。

(利用料金の支払義務)

第21条 契約者は、利用契約に規定する本サービスの開始日から起算して利用契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）について、利用契約に定める利用料金及びこれにかかる消費税等を利用契約等に基づき支払うものとします。なお、契約者が本条に定める支払を完了しない場合、当社は、第11条（一時的な中断及び提供停止）第3項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

2. 利用期間において、第11条（一時的な中断及び提供停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、利用期間中の利用料金及びこれにかかる消費税等の支払を要します。ただし、定額制又は基本料金制（従量制と併用される料金制度で利用のいかにかわらず一定額の支払を要するものを意味します。以下同じとします。）を含む料金制による本サービスの利用について当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）が連続して24時間以上となる場合、利用不能の日数（1日未満は切り捨て）に対応する当該料金制の利用料金及びこれにかかる消費税相当額については、この限りではありません。

(利用料金の支払方法)

第22条 契約者は、本サービスの利用料金及びこれにかかる消費税等を、当社からの請求書に従い、利用月の当月末締め、翌々月6日に契約者の口座から引落としとします。

2. 契約者と前項の金融機関との間で利用料金の決済をめぐって紛争が発生した場合、契約者が自らの責任と負担で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

(遅延利息)

第23条 契約者が、本サービスの利用料金その他の利用契約等に基づく債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の利率で計算した金額を延滞利息として、本サービスの料金その他の債務と一括して、当社が指定する期日までに当社の指定する方法により支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

第5章 契約者の義務等

（自己責任の原則）

第24条 契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の内容を当社に対して明示的に保証するものとします。以下の内容に違反が生じていると当社が合理的に判断した場合、当社は、何らの責任を負うことなくただちに本サービスを停止することが出来るものとします。

（1） すべての受信者から、配信コンテンツの受信に関し、事前の積極的な行為による明示的な了承を得ていること。

（2） 全ての受信者が、配信コンテンツの受信の了承後に当該受信につき拒絶の意思表示を行っていないこと。

（3） 本サービスの利用及びこれに必要な情報収集等において、個人情報の保護に関する法律、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律、その他適用されうるすべての法令等を遵守していること。

4. 契約者は、前項及び第29条に関し、当社又は当社が通信回線を借り受ける電気通信事業者から、契約者名、配信コンテンツの内容、受信者からの許諾取得方法、その他当社が必要と認める事項の開示を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。

5. 契約者は、契約者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

（本サービス利用のための設備設定・維持）

第25条 契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができま

す。

(ユーザ I D 及びパスワード)

第 26 条 契約者は、利用契約等に基づき開示する場合を除きユーザ I D 及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードの適宜変更を含みます。）するものとします。ユーザ I D 及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。契約者のユーザ I D 及びパスワードによる利用その他の行為は、全て契約者による利用とみなすものとします。

2. 第三者が契約者のユーザ I D 及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザ I D 及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

(バックアップ)

第 27 条 契約者は、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第 28 条 契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4) 本サービスの利用権の商業タイムシェアリングをする行為
- (5) 利用契約に規定する本サービスの利用目的以外に本サービスを利用する行為
- (6) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (7) 他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (10) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為

(12) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為

(13) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為

(14) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(15) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為

2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又は契約者の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為又は契約者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含みます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務等

（善管注意義務）

第29条 当社は、本サービスの利用期間中、善良なる管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

（本サービス用設備等の障害等）

第30条 当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。

3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。また、当社は、本サービスを提供するために当社が他のサービス事業者より提供を受ける通信・インターネット等の各種サービスについて障害があることを知ったときは、当該サービスを提供するサービス事業者に修理又は復旧を指示するものとします。

4. 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当社はそれぞれ遅滞なく相手方に通知し、両者協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定したうえでそれを実施するものとします。

第7章 秘密情報等の取り扱い

(秘密情報の取り扱い)

第31条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、利用契約において定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第19条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第4項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

(個人情報の取り扱い)

第32条 契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より書面で指定を受けたうえで提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2. 個人情報の取り扱いについては、前条（秘密情報の取り扱い）第4項乃至第7項の規定を準用するものとします。

3. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第8章 損害賠償等

（損害賠償の制限）

第33条 債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の直接損害に限定され、損害賠償の額は利用契約に定める月額基本利用料金額を超えないものとします。ただし、契約者の当社に対する損害賠償請求は、契約者による対応措置が必要な場合には契約者が第31条（本サービス用設備等の障害等）第4項などに従い対応措置を実施したときに限り行えるものとします。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、拡大損害、事業機会の損失、事業の中断、信用の失墜等の財産的評価に対する損害について当社は一切賠償責任を負わないものとします。

（免責）

第34条 本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により契約者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

（1） 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

（2） 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

（3） 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

（4） 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

（5） 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

（6） 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者が遵守しないことに起因して発生した損害

(7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害

(8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

(9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合及び電力事故等の自己または保全に必要な工事等に起因して発生した損害

(10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・搜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(11) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の輸送事故

(12) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合

(13) 契約者による本サービスの操作ミス又は当社が契約者の指示に従った結果として生じる損害

(14) 本サービスによる第三者の知的財産権侵害に起因する損害

(15) 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかったシステム又はソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中による本サービスのダウン

(16) データセンター事業者又はインターネット接続プロバイダの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化

(17) その他当社の責に帰すべからざる事由

2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

(サービス利用の制限)

第35条 当社は、天災地変、その他の緊急事態の発生により、通信需要が著しく輻輳するなど、通信の一部又は全部を利用することが出来なくなった場合若しくはそのおそれがある場合は公共の利益の為に緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱う為、本サービスの利用を制限或いは中止する場合があります。

2. 本サービスをご利用の契約者は本サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があった場合、当社は契約者の利用を制限するとともに、契約者に対して損害賠償請求をすることがあります。

(反社会勢力の排除)

第36条 契約者及び当社は、相手方に対して、契約者が本サービス利用規約に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者(本サービス利用約款において、「反社会的勢力」という。)でないことを表明し、保証するものとします。

(1) 暴力団、暴力団の構成員(準構成員を含む。)又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者

(2) 暴力団関係企業

(3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員

(4) 前各号に準じるもの

2. 契約者及び当社は、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為

(4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為

(5) 前各号に準じる行為

3. 契約者及び当社は、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができるものとします。

4. 契約者又は当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了するものとします。

5. 契約者及び当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することは一切できないものとします。

(第三者のサービスの提供条件に関する特則)

第37条 本サービスに、当社以外の第三者（以下「プロバイダ」といいます。）が提供するサービス又はソフトウェア（以下「プロバイダサービス」といいます。）が含まれる場合、プロバイダサービスの内容は、プロバイダが当社に対して提供するものと同等とします。

2. プロバイダによるプロバイダサービスの全部又は一部が中止あるいは変更された場合、当該部分につきプロバイダサービスも中止あるいは変更されるものとします。

3. 本契約の利用期間中にプロバイダが契約者に対するプロバイダサービスの提供を拒んだときには、契約者は、当該プロバイダサービスの利用ができなくなる場合があることを予め承諾し、これに異を唱えないものとします。

4. 契約者は、プロバイダサービスについて、プロバイダの破産、廃業、転業、吸収、合併、処分あるいは事業方針の変更等のやむを得ない事情が発生した場合、その全部又は一部の利用ができなくなる場合があることを承諾し、これに異を唱えないものとします。

5. 第32条の定めにかかわらず、契約者は、当社とプロバイダとの契約に基づく要求があった場合、当社が、契約者の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約の秘密情報を当該プロバイダに提示すること（当該プロバイダが自己の再委託先に提示する場合を含みます。）を、予め承諾します。ただし、当該秘密情報に関して、プロバイダ及びプロバイダの再委託先は、利用規約に定める秘密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。

6. 契約者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関してプロバイダに損害賠償請求等の請求を含め、

一切の責任追及を行うことができないこと及び一切の責任追及を行わないことを予め承諾するものとし
ます。

以上